

入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領

1 趣 旨

入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした面接又は口頭試問実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で面接及び口頭試問の方式、時間、質問内容、評価基準等の実施方法を定める。

なお、口頭試問は、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その口頭試問においては、学校、学科又はコースに対する理解の状況や、中学校等における基礎的・基本的な学習内容の理解の状況等をみることができるとする。

3 留意事項

(1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接又は口頭試問ができるよう配慮する。

(2) 検査員の数、一検査場につき複数置くこととする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接及び口頭試問が公平に行われるよう配慮する。

(3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、検査に当たっての配慮の対象でなくとも、吃音、難聴等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。

なお、次のことについては質問しないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に関すること。

エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。

(4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、作文又は小論文のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした作文又は小論文実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で、作文及び小論文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

なお、小論文は、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その小論文においては、与えられたテーマ、課題文及び資料に対して自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができることとする。

3 留意事項

(1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア 志願者の思想、信条に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

ただし、ウについて、小論文においては、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ等は可能とする。

(2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(3) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のためのプレゼンテーション実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、プレゼンテーションによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長としたプレゼンテーション実施委員会を設置し、その意見を聞いた上でプレゼンテーションのテーマ、方式、時間、評価基準等の実施方法を定める。

なお、プレゼンテーションは、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとする。また、そのプレゼンテーションにおいては、志願者に対して事前にテーマを与えることとし、与えられたテーマに対して、自分が取り組んできたことや自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができることとする。

3 留意事項

- (1) 志願者に対して、事前にプレゼンテーションのテーマ、方式、時間等を示すこととする。
- (2) 志願者が落ち着いて発表することができるように、和やかな雰囲気の中でプレゼンテーションができるよう配慮する。

- (3) 検査員の数は、一検査場につき複数置くこととする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、プレゼンテーションが公平に行われるよう配慮する。

- (4) プレゼンテーションの内容についての質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、検査に当たっての配慮の対象でなくとも、吃音、難聴等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。

なお、次のようなテーマ及び質問とならないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

ただし、ウについて、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ、質問等は可能とする。

- (5) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (6) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のための実技検査実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、実技検査を実施することで、学校、学科又はコースの特性に応じた能力・適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした実技検査実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で実技検査の検査内容、評価基準等の実施方法を定める。

3 留意事項

- (1) 検査は、中学校で学習した基礎的・基本的な事項について行う。
- (2) やむを得ない事情で実技検査時刻に遅刻した志願者には、その者の実技検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (3) 当日、やむを得ない事情で実技検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて実技検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。